

令和5年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の対象拡大等について

1. 趣旨

現在、住民税非課税世帯に対して支給している給付金について、住民税均等割のみ課税（所得割は非課税）の世帯を新たに対象として拡大する。

2. 概要

(1) 対象者

給付金の支給対象者は、令和5年6月1日において、市の住民基本台帳に記録されている者であって、令和5年度分の市町村民税均等割が均等割のみ課税又は非課税である世帯の世帯主

(2) 支給額

1世帯当たり給付額：30,000円

(3) 対象拡大に該当する世帯数（見込）：約900世帯

(4) 申請期日

令和5年12月15日（金）

※非課税世帯の期日も同日に延長します。

3. 福祉相談課の体制

(1) 執務室

502 会議室

(2) 電話

ナビダイヤル番号を設定：0570-03-1578 ※調整中

4. スケジュール（予定）

予定日	内容
9月15日	広報こまえて周知
9月下旬	対象拡大に該当する対象世帯（令和5年1月2日以降に粕江市への転入者を除く）へ関係書類を発送
11月15日	1回目支給（口座振込）※以降、毎月支給
12月15日	申請期日
2月15日	最終支給